

能代山本広域市町村圏組合議会会議録

令和6年12月24日臨時会

能代山本広域市町村圏組合議会

能代山本広域市町村圏組合議会会議録（臨時会）

令和6年12月24日（火曜日）午後1時56分

出席議員（14名）

2番	堺谷直樹	3番	加藤徳良
4番	安井和則	5番	渡邊正人
6番	針金勝彦	7番	畠貞一郎
8番	須藤正人	9番	皆川鉄也
10番	平賀真	12番	武田正廣
13番	荒谷要伸	14番	土佐正寛
15番	芦崎達美	16番	加藤彦次郎

欠席議員（2名）

1番	今野孝嶺	11番	大高翔
----	------	-----	-----

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事会代表理事	齊藤滋宣
理事会代表理事 職務代理者	佐々木文明
理事	田川政幸
理事	堀内満也

職務のために議場に出席した職員職氏名

事務局長	佐藤清吾
事務局主幹	幸坂晴二
事務局次長	西村康德
総務企画課参事	工藤久美子
環境衛生課長	兜森嘉治隆
総務企画課長補佐	坂田亮
環境衛生課長補佐	長門研英
消防本部消防長	泉政樹
消防本部消防次長	伊藤均
消防本部総務課長	杉谷和彦
二ツ井消防署長	小山内寿
三種消防署長	田村俊英
八峰消防署長	藤田信義

議事日程第5号

令和6年12月24日（火曜日） 午後2時 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第13号 能代山本広域市町村圏組合事業経費の負担割合に定める事業名の変更について

日程第5 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第15号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第16号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

日程第8 議案第17号 令和6年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算（第5号）

日程第9 議案第18号 令和6年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程第5号のとおり

◎議長（安井和則君） ただいまより能代山本広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の出席議員は14名であります。

本日の議事日程は、日程表第5号のとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（安井和則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第48条の規定により、2番堺谷直樹さん、3番加藤徳良さんを指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎議長（安井和則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

◎議長（安井和則君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

この際、理事会代表理事より発言を求められております。よって発言を許します。理事会代表理事。

（代表理事 齊藤滋宣君 登壇）

◎代表理事（齊藤滋宣君） 能代山本広域市町村圏組合議会臨時会の開会に当たり、提出議案の説明に先立ち、その後の事務事業の状況等について御報告いたします。

初めに、本日24日発生した救急車の事故についてであります。午前9時45分頃、三種町鶴川地内で、軽症の70代女性を乗せ、出発してすぐに、集落内の側溝へ脱輪するという事案が発生しました。これにより、別の救急車が出場し、病院到着が約19分遅れたものであります。搬送先の医師からは、このことによる患者への影響は認められないとの回答を得ております。

次に、消防本部職員によるマイクロバス物損事故についてであります。11月28日、スポーツリゾートセンターアリナスのマイクロバスを借用した、能代市女性防火クラブの視察研修の移動中、物損事故を起こす事案がありました。寒風山の展望台に至る上り坂を走行中、対向車を避けようとハンドルを切りすぎたことによりガードレールに接触し、破損させたものであります。この事故によるけが人はありませんでしたが、損害額については、所有者である男鹿市と協議し、見積りを依頼

中であります。

地域住民の生命、身体を守る消防職員、救急隊がこのような事態を招いたことは、住民の信頼を損なうものであり、深くお詫び申し上げます。

次に、一般廃棄物処理施設整備事業についてであります。現在、プラント設備工事や地上部分の建設工事等を進めており、11月末時点の工事全体進捗率は48.0%となっております。また、施設整備に伴う、南部清掃工場及び北部粗大ごみ処理工場の解体方針案や新しい施設の料金設定案について、本臨時会終了後の全員協議会で御説明させていただきます。

次に、本年1月から11月末日までの当圏域における火災発生件数及び救急出場件数について申し上げます。

火災発生件数は17件で、昨年と比較して10件の減となっております。市町別では、能代市8件、藤里町0件、三種町7件、八峰町2件となっております。火災種別では、建物火災が14件、林野火災が2件、その他火災が1件で、亡くなられた方は1名となっております。救急出場件数は3,298件で、昨年と比較して223件の減となっております。市町別では、能代市2,266件、藤里町123件、三種町643件、八峰町266件となっております。事故種別では、急病が2,398件で最も多く、次いで一般負傷が419件となっております。

このほか、12月21日午前4時頃、能代市落合字下前田で3名の方が亡くなり、1名の方が負傷するという大変痛ましい火災が発生しております。亡くなられた方の御家族に対しまして、心よりお悔やみ申し上げますとともに、負傷された方の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

この火災を受け、消防本部では、年末年始に向けた警戒や広報を実施するなど、圏域住民への注意喚起を強化しております。

次に、本日提案しております議案の概要について御説明いたします。

議案第13号、能代山本広域市町村圏組合事業経費の負担割合に定める事業名の変更は、一般社団法人能代市山本郡医師会からの要望により、事業名を変更しようとするものであります。

議案第14号、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正は、職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合、寒冷地手当の額並びに給料月額を改定するとともに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う条文の整理をしようとするものであります。

議案第15号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正は、救急出場手当の額を改めるとともに、機関員手当を創設しようとするものであります。

議案第16号、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更は、井川町・潟上市共有財産管理組合の解散に伴い、秋田県市町村総合事務組合同規約の変更等をしようとするものであります。

議案第17号は、令和6年度一般会計補正予算案で、歳入歳出それぞれ1914万5000円を減額し、補正後の総額を87億3517万5000円とするものであります。歳入は、歳出の減額による分担金及び負担金の減額と、スポーツリゾートセンターアリナスの

利用者増に伴う使用料の追加で、歳出は、給与改定及び職員の異動等に伴う人件費の整理と、広域交流センター隣接法面購入費の計上のほか、予備費の減額等であります。

議案第18号は、令和6年度特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算案で、歳入歳出それぞれ65万5000円を追加し、補正後の総額を4億543万3000円とするものであります。歳入は、介護職員処遇改善支援補助金の計上で、歳出は、給与改定及び職員の異動等に伴う人件費の整理のほか、燃料費、光熱水費の追加等であります。

以上、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） この際、暫時休憩いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時06分 再開

◎議長（安井和則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第13号能代山本広域市町村圏組合事業経費の負担割合に定める事業名の変更について

◎議長（安井和則君） 日程第4、議案第13号能代山本広域市町村圏組合事業経費の負担割合に定める事業名の変更についてを議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第13号能代山本広域市町村圏組合事業経費の負担割合に定める事業名の変更について御説明いたします。本案は、一般社団法人能代市山本郡医師会からの要望により事業名を変更しようとするもので、能代山本広域市町村圏組合規約第11条第2項第2号の規定により定めた平成18年議案第19号能代山本広域市町村圏組合事業経費の負担割合の変更についての事業名中、「病院群輪番制病院運営事業」を「救急当番病院事業」に変更し、令和7年4月1日から適用することについて議会の議決を求めるものであります。

病院群輪番制病院運営事業は、休日・夜間における第二次救急医療体制について特定の医療施設への集中等の弊害を解消するため、能代市山本郡医師会において3病院での輪番を定め、平成5年7月30日に事業開始しました。これまで基本的に3病院での輪番により対応してきましたが、患者の状況や輪番病院への救急搬送が集中する場合などは、輪番病院以外でも受け入れてきました。また、新型コロナ流行による搬送受入れ停止や、専門診療科医の不足等から、医療現場において輪番という言葉がそぐわない状況となってきているほか、住民から、輪番病院以外には搬送されないのか、といった問い合わせもあるなど、混乱を招く事態も生じております。このような状況を踏まえ、能代市山本郡医師会から、事業名を救急当番病院事業に変更していただきたい旨の要望があったものでございます。以上、御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。7番 畠 貞一郎さん。

◎7番（畠 貞一郎君） 今御説明いただきましたけれども、ちょっと分かりませんので教えていただきたいのですけれども、当番病院、基本的にですね、病院というのはどういう規定の下になされるかという、20床以上の病床がある所が病院という部分で、ほかは治療院という感じになっているはずですが。そうしますと今、救急当番病院ということは、病院というものはこの地域にすると3つだけということになるのでしょうか、3つが、そこが当番ということで決めてやるということで理解すればよろしいのでしょうか。ちょっとその辺がよく分かりませんので、もう少し詳しくお知らせ願えればと思います。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） お答えいたします。第二次救急医療体制ということで受け入れる病院は現在の3病院でございますが、ただ、それ以外の病院が受け入れないというわけではございませんが、救急当番病院事業は3病院で行うということでございます。以上です。

◎議長（安井和則君） 7番 畠 貞一郎さん。

◎7番（畠 貞一郎君） もうちょっと分かりやすく説明していただきたいのですが、例えば3病院というとまず医師会とJCHOと厚生医療センターの3つかと思うのですけれども、現実的にかなり重篤な場合には、秋田大学だとかあちらのほうに患者のほうをお送りするということはあるわけですね。それはこの中にはもちろん入っていないくて、あくまで能代山本圏域だけの部分でこれは救急当番病院ということでやっているということで理解すればよろしいのでしょうか。患者さんによってはかなりやはり脳の疾患だとか心臓だとかという、ドクターヘリを飛ばさなければ駄目だとか、いろいろなケースが出てくるのではないかなと思いますけれども、その部分を考えていくと、地元のいわゆる治療院とかでは救急体制は取れないというふうに理解してよろしいのですか。この3病院以外は救急体制は取れないというふうに理解すればよろしいのですか。その辺だけ確認のためにお知らせ願いたいと思います。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 先ほどの答弁でちょっと足りない部分があったのですが、休日及び夜間で受け入れる病院がその3病院でございます。付け加えて話したのはほかの小さい病院とかでも受け入れることができないわけではございませんが、基本的にはその3病院がこの圏域での救急当番病院ということでございます。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第5 議案第14号一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

◎議長(安井和則君) 日程第5、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 佐藤清吾君 登壇)

◎事務局長(佐藤清吾君) 議案第14号一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明いたします。本案は、職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合、寒冷地手当の額、並びに給料月額を改定するとともに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う条文の整理をしようとするものであります。

主な改正内容を説明いたします。第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、令和6年度12月期の職員の期末手当の支給割合を0.1月分、勤勉手当の支給割合を0.05月分それぞれ引き上げるとともに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う条文の整理として、期末手当の不支給及び一時差止めに係る規定で用いている「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。また、寒冷地手当の支給月額を最大で2,000円引き上げるとともに、若年層に重点を置いて、給料表の水準を2.95%引き上げるものです。

第2条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、6月期及び12月期を均等に整理するものです。

第3条は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、特定任期付職員の給料月額を改定するとともに、令和6年度12月期の期末手当の支給割合を0.125月分引き上げるものです。

附則において、この条例は公布の日から施行し、ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から、刑法等一部改正関連の改正規定は令和7年6月1日から施行するとしております。また、第2項において、寒冷地手当の支給月額の改定並びに給料月額の改定は令和6年4月1日から、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定は令和6年12月1日からそれぞれ適用することとしております。

なお、本条例改正による影響額は9,367万円であります。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長(安井和則君) 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第6 議案第15号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

◎議長(安井和則君) 日程第6、議案第15号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。当局の説明を求めます。消防長。

(消防長 泉政樹君 登壇)

◎消防長(泉政樹君) 議案第15号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明いたします。本案は、救急出場手当の額を改めるとともに、機関員手当を創設しようとするものであります。

それでは改正内容について御説明いたします。別表は、特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲、支給の基準及び額等に関する規定であります。救急業務に従事する職員に対し支給する救急出場手当の額を、出場1回につき「200円以内」から「400円以内」に改め、災害出場において消防車両の運転業務に従事する職員に対し、出場1回につき300円以内を支給する機関員手当を創設するものであります。

なお、附則において、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

◎議長(安井和則君) 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第7 議案第16号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

◎議長(安井和則君) 日程第7、議案第16号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 佐藤清吾君 登壇)

◎事務局長(佐藤清吾君) 議案第16号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について御説明いたします。本案は、井川町・潟上市共有財産管理組合の解散に伴い、秋田県市町村総合事務組合規約の変更等を行うことについて議会の議決を求めるものであります。

別紙を御覧いただきたいと思えます。別表第1は組合を組織する地方公共団体を、別表第2は組合の共同処理する事務をそれぞれ定めておりますが、この別表第1及び別表第2から井川町・潟上市共有財産管理組合を削除しようとするものであります。

附則において、この規約は知事の許可を受け、令和7年4月1日から施行することとしております。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長(安井和則君) 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第8 議案第17号令和6年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算(第5号)

◎議長(安井和則君) 日程第8、議案第17号令和6年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 佐藤清吾君 登壇)

◎事務局長(佐藤清吾君) 議案第17号令和6年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算(第5号)について御説明いたします。条文の第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1914万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億3517万5000円と定めております。

予算の内訳は、事項別明細書で御説明いたします。歳入であります。1款分担金及び負担金1項負担金は2078万2000円の減額で、その内訳は2目民生費負担金22万8000円、3目衛生費負担金204万2000円、4目消防費負担金1496万5000円、5目教育費負担金354万7000円のそれぞれ減であります。

2款使用料及び手数料1項使用料は163万7000円の追加で、スポーツリゾートセンター使用料の増であります。

歳出であります。2款総務費1項総務管理費は321万8000円の追加で、会計年度任用職員報酬及び職員人件費の整理のほか、公有財産購入費150万円の計上であ

ります。これは、広域交流センターに隣接するのり面3,460.54平方メートルを購入する費用で、現所有者の協同組合能代商業卸センターが解散するに当たって、当組合に買取りの申入れがあったものであります。

3款民生費1項社会福祉費は619万5000円の追加で、1目高齢者交流センター運営費340万4000円の追加は、職員人件費等の整理、石油燃料の単価増による需用費の増です。2目介護認定審査会運営費279万1000円の追加は、職員人件費等の整理です。

4款衛生費2項清掃費は57万6000円の追加で、1目衛生総務費58万円の追加、2目南部清掃工場運営費28万4000円の追加、3目北部粗大ごみ処理工場運営費60万5000円の追加、5目一般廃棄物処理施設整備事業費89万3000円の減額は、それぞれ職員人件費等の整理です。

5款消防費1項消防費は5497万5000円の追加で、1目本部費1496万5000円の減額、2目署費6,994万円の追加は、それぞれ職員人件費の整理です。

6款教育費1項社会教育費は122万3000円の追加で、広域交流センター会計年度任用職員人件費等の整理です。2項保健体育費は596万8000円の追加で、スポーツリゾートセンターの職員人件費等の整理のほか、役務費手数料が宿泊者増加に伴うリース寝具の洗濯料7万2000円の追加です。

8款予備費1項予備費は9,130万円の減額です。以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

この際、採決の前に申し上げます。本案は、組合規約第7条の2に規定する粗大ごみ処理施設に関係する3市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数で決する特別議決事件であります。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第9 議案第18号令和6年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算（第2号）

◎議長（安井和則君） 日程第9、議案第18号令和6年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第18号令和6年度能代山本広域市町村圏組合特別養

護老人ホーム運営事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。条文の第1条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億543万3000円と定めております。

予算の内訳は、事項別明細書で御説明いたします。歳入であります。2款県支出金1項県補助金は65万5000円の計上で、介護職員処遇改善支援補助金です。

歳出であります。1款民生費1項社会福祉費は1283万8000円の追加で、職員人件費等の整理、石油燃料の単価増などによる需用費の増です。

4款予備費1項予備費は1218万3000円の減額です。以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時30分 再開

◎議長（安井和則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議長（安井和則君） 本臨時会は、提出議案の全部を議了いたしましたので、これをもって閉会いたします。

午後2時31分 閉会

令和6年12月24日

能代山本広域市町村圏組合議会

議 長 安 井 和 則

署 名 議 員 塚 谷 直 樹

署 名 議 員 加 藤 徳 良